

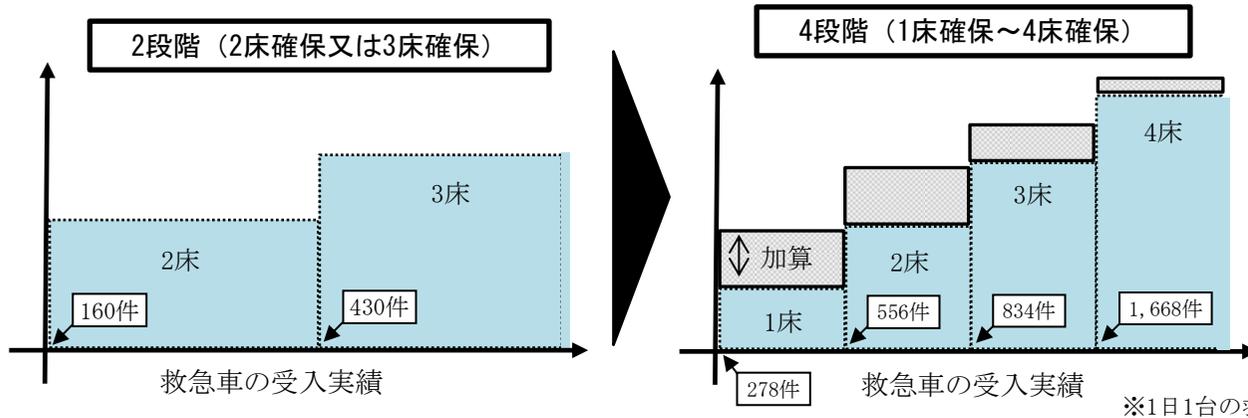
休日・全夜間診療事業の見直し（平成27年1月実施）

見直しの方向性

- 高齢化や核家族化が進展する中、増加傾向にある救急搬送の受入実績に対する評価を高め、積極的な救急搬送受入れを促進する。
- 救急患者の受入体制（医療安全等）や医療連携体制等、医療機能の充実強化に向けた医療機関の取組を推進する。

見直し後のスキーム

<1> 確保病床数を2段階から4段階へ



<2> 加算指標の設定

加算指標	加算要件
1 病床数对患者受入数	休日・全夜間帯に一般病床対比で一定以上の救急車受入れ
2 応需率	休日・全夜間帯に救急隊の受入要請に対する一定以上の救急車受入れ
3 東京ルール搬送調整	地域救急医療センター以外の施設で一定以上の東京ルール事案受入れ
4 医療安全・医療連携	診療報酬上の施設基準に適合

※1床確保及び2床確保の医療機関については、全ての加算を取得すると1床確保分の委託料と同額となるよう設定

※1日1台の救急搬送受入れを基本とし、事業実施時間帯で換算した年間278台を1床確保の基準とする。

新制度移行への経過

- 原則、年度ごとの指定(①)であるが、26年度は4月～12月(②)までを旧制度として、27年1月～3月(③)を新制度として指定。27年度(④)以降は年度ごとに指定
- 新制度への移行に当たっての実績測定は26年1月から開始。③については、平成26年1月～9月の実績を、④については、平成26年1月～12月の実績をもとに指定
- 新制度への移行(③)により、指定二次救急医療機関は235施設640床となり、旧制度(②)と比較して減少したが、現在増加に転じている。なお、救急搬送患者の受入れを担う救急告示医療機関については、ほぼ横ばいにある。

区分		平成25年			平成26年			平成27年				平成28年	
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
休日・全夜間診療事業	旧制度	①			②								
	新制度							③	④				
	実績測定(新制度)												
指定二次救急医療機関	施設数	253	→	255	→	254	→	256	235	234	→	241	→
	病床数	664	→	669	→	660	→	672	640	641	→	665	→
救急告示医療機関	施設数	323	→	325	→	322	→	324	324	324	→	327	→

※休日・全夜間診療事業に参画することとなる指定二次救急医療機関については、定例として4月(年度当初)と10月(主に年度途中からの参画)に指定を行う。